

氏名	林彦宏		
授与した学位	博士		
専攻分野の名称	法学		
学位授与番号	博乙第4466号		
学位授与の日付	平成28年9月30日		
学位授与の要件	博士の論文提出者 (学位規則4条第2項該当)		
学位論文題目	戦後日華・日台関係 - 安全保障をめぐる政策論の視点から		
学位論文審査委員	教授 河原 祐馬	教授 黒神 直純	
	教授 竹内 真理	教授 李 楨之	

学位論文内容の要旨

本研究は、戦後東アジア地域の安全保障上の問題においてどのような構造上の変動があったのか、また、こうした安全保障上の問題において日米中の各アクターが台湾に対してどのような関係性を有していたのかということについて政策論の立場から考察することを通じて、現在の東アジアにおける日台間の安全保障関係の特徴を明らかにすることを主たる目的としている。本研究は、先行研究、問題提起および論文構成について述べた「はじめに」、続いて、全7章の本論および結論部分となる「おわりに」から構成されている。

第1章では、まず東アジアにおける台湾の法的・政治的位置づけがなされ、台湾には、どのような特異性が存在しているのか、また、この台湾の特異性により、日米中の3つのアクターとの間にどのような関係が維持されているのかという問題についての検討がなされている。第2章では、こうした台湾と日米中3国との関係を踏まえる形で、これら日米中3国のそれぞれの観点から台湾がどのような戦略的価値を有しているのかという問題について考察されている。続く第3章では、1952年に締結された日華平和条約締結へと至る日華関係の歴史的な展開と変遷を踏まえた上で、1972年の日中共同声明を経て78年の日中平和友好条約締結へと至る日華国交断絶後の日台関係の展開における政策論議についての詳細な考察がなされている。また第4章では、特に1954年から96年にかけての台湾海峡危機の経緯と結果についての検証が試みられており、これら3度にわたる台湾海峡危機をめぐる問題において、日米中3国の政府が如何なる対応をしてきたのかについての具体的な検討がなされている。続く第5章では1990年代後半以降の台湾の民主化の流れが日米中の3つの主要なアクターに対してどのような影響を与えたのかという問題に焦点を当て、民主化後

の台湾とこれら3国との間における新たな外交関係の模索についての政策論の立場からの詳細な考察がなされている。さらに第6章では、こうした民主化以後の台湾を取り巻く国際環境の変化の中で、中国がその「核心的利益」として位置づける台湾問題に対して如何なる政策を具体的に展開しているのか、また、同国の政策が台湾だけではなく、その周辺地域に対して如何なる影響を与えているのかということについて、主として、中国における領海法、反国家分裂法および国防動員法の制定をめぐる論議に焦点を当てて、詳しく論じている。最後の第7章では、新世紀の東アジアにおける安全保障問題をめぐる大きな国際環境の変化の中で、中国の軍事的台頭に対する台湾の防衛上の政策についての検討がなされ、2015年に策定された日米防衛協力のための新ガイドラインおよび安保法の成立へと至る日本の集団的自衛権をめぐる論議を踏まえつつ、台湾問題に関する日米両国間の安全保障協力分野における今後の可能性についての具体的な検証が試みられている。

以上のような本論における台湾問題を中心とした東アジア地域の国際関係の展開についての詳細な考察を踏まえて、最後の「おわりに」では、国際法上、「中華人民共和国」が中国の唯一の「合法政府」とされる1971年以降の状況にあって、「非合法政府」とされる台湾がおかれた特殊な法的環境の中で、今後は、特に、これまで培われてきた人的・経済的な交流を踏まえて、東アジア地域の政治的安定に向けた安全保障分野における日台間の協力促進に向けた取り組みが殊に求められているとの見解が示されている。

学位論文審査結果の要旨

学位論文審査会は、平成28年7月5日(火)午後4時15分から約2時間にわたり、法経2号館法学部共同研究室において、河原祐馬を主査として、黒神直純、竹内真理、李禎之の計4名の審査委員によって、実施された。

最初に、選考対象者の林彦宏氏より、平成28年1月15日に行われた予備審査会において各委員から指摘された問題点を踏まえた本審査論文の概要についての説明があり、この概要説明を受ける形で、提出論文についての詳細な質疑応答が行われた。この質疑応答を通じて、まず、予備審査会の際に指摘された幾つかの問題点についての基本的な改善が確認され、その上で、個々の細かな問題点を含めた専門的な論評が各委員によってなされた。本審査会で指摘された問題となる諸点として、以下のことが指摘された。本論文における分析上の主たる研究アプローチである「複合的相互依存」の観点についての実証面での「弱さ」が未だ感じられること、形式的な章立ての問題として、時系列的に纏められているので、論点が重複もしくは散漫になっている箇所が幾つか見受けられること、台湾をアクターとして日米中3国と同列に位置づけて扱うのではなく、これら3国それぞれの外交関係の中で台湾をめぐる問題を政策上の論点として浮かび上がらせるといった手法を採った方が研究としてより魅力的なものとなること、政治的見解と国際法上の見解の相違が存在することは理解できるが、国際法上の主張をより明確に説明する必要があること、などの諸点がそれである。

このように、学術論文としてより完成度の高い内容のものになるよう、さらなる改善を要する幾つかの問題点が指摘されたはしたが、今回審査された論文が学位論文として、十分な質的レベルを基

本として担保したものとなっているという点では、本論文の審査に携わったすべての委員の意見の一致するところである。本論文の概要については、先の「学位論文内容の要旨」に記した通りであるが、本論文では、1972年を境とするそれ以前の日華関係およびそれ以降の日台関係についての主たる政治的プロセスとそれに関わる政策上の主要な論議が精査されており、特に、1972年以降の日台間の非公式な実務レベルでの変則的な関係の実体が細部に至るまで詳細に考察されている。本研究は、戦後の日華関係から今日の日台関係までの長期にわたる日本と台湾の政策上の論議を中心とした外交関係を、米国と中国の動向を交えつつ、東アジア地域の安全保障という大きな枠組みの中で詳細に分析・検討したものであり、21世紀の東アジア地域における安全保障上の安定に向けた新たな日台関係の構築を模索する上での知的作業の一助となり得るものであると評価できる。分析対象とする時代が幾分長期にわたっている分、ところによっては記述が冗長となっており、また、分析が若干荒削りのものとなっている側面は否めないが、全体として、戦後の日華・日台関係を中心に、安全保障をめぐる問題との関係において、政策論の視点から手堅く考究した意欲的な内容の論文となっていると評価できる。また、こうした視点からの日華・日台関係の本格的な研究はまだその途に就いたばかりであり、その意味においても、本論文は学術上価値ある研究であると考えられる。

以上の通り、本論文は本学の博士（法学）を授与するに相応しい研究であると言え、審査委員会は全会一致で本論文を博士論文として認めるという判断に達した。